

平成 25 年 7 月 5 日

各位

 会社名 株式会社ソフトフロント  
 代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦  
 (JASDAQ・コード 2321)  
 問合せ先  
 役職・氏名 管理部部長 高野 誠一  
 電話 03-3568-7007

## 第三者割当により発行される株式及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式（以下、「本新株式」という。）及び第三者割当により発行される第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 募集の概要

## &lt;本新株式の概要&gt;

(1) 払込期日	平成 25 年 7 月 23 日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 8,327 株
(3) 発行価額	1 株につき 12,010 円
(4) 資金調達の額	100,007,270 円 (差引手取概算額 98,607,270 円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Oak キャピタル株式会社にて全ての株式を割り当てます。
(6) その他	当社は、Oak キャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

## &lt;本新株予約権の概要&gt;

(1) 割当日	平成 25 年 7 月 23 日
(2) 新株予約権の総数	758 個
(3) 発行価額	総額 3,293,510 円 (新株予約権 1 個当たり 4,345 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	15,160 株
(5) 資金調達の額	203,557,110 円 (差引手取概算額 200,657,110 円) (内訳) 新株予約権発行分 3,293,510 円 新株予約権行使分 200,263,600 円
(6) 行使価額	1 株当たり 13,210 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、Oak キャピタル株式会社にて全ての新株予約権を割り当てます。
(8) その他	①期限前取得条項(下記(注)②参照) ②ファーストリフューザル条項(下記(注)④参照) ③当社は、Oak キャピタル株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権の主な特徴

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、原則として、発行当初から行使価額は13,210円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはない。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から15,160株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。従いまして、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。

ただし、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 期限前取得条項

本新株予約権には、以下に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続きを経て、当社が本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの発行価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使促進にも繋がり、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

\*期限前取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき4,345円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

④ 総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、本有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約（以下、「本契約」という。）を締結いたします。（ファーストリフューザル）

当社が株式又は新株予約権（但し、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のものを除く。以下、「新株等」という。）による資金調達を行う場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続きに従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点又は本新株予約権の行使期間が満了した時点のいずれか早い時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成25年5月10日付で新たな「中期経営計画」を策定し、「3つの事業領域で成長」すること（①既存事業をベースに成長、②アジアマーケットを新規市場として捉える、③新たな成長基盤としてサービス事業に取り組む）を掲げ、事業を進めております。

当該「中期経営計画」は、次のURLからご覧頂くことができます。

(当社ホームページ)

[http://www.softfront.co.jp/company/idea/lib/130510\\_policy.pdf](http://www.softfront.co.jp/company/idea/lib/130510_policy.pdf)

3つの事業領域のうち、新たな成長基盤として取り組むサービス事業の領域においては、ユーザーが求めている価値をより追求し、価値あるサービス事業をパートナーとともに新たに開発することにより成長を図り、当社の企業価値の向上につなげてまいります。これに必要となる事業開発及び研究

開発から収益化に至るまで、一定の先行投資が生じるため、資金調達が必要となります。また、グローバル市場への事業展開により成長を図る海外事業領域においては、その第一歩として平成 25 年 4 月 25 日に「ベトナム子会社設立に関するお知らせ」で開示したとおり、ASEANの中でも経済成長が見込まれるベトナムに子会社を設立し、販売網の構築を行うとともに、現地開発拠点を設けることによる生産性の向上を図り、事業を成長させ、当社の企業価値の向上につなげてまいります。現地子会社を立ち上げ、収益化するまでに一定の先行投資が生じるため、資金調達が必要となります。

これら成長する事業領域において資金調達を行う必要があるところ、先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられること及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が本新株式及び本新株予約権の発行前の発行済株式総数に対して約 25.53%（本新株式発行分：約 9.05%、本新株予約権行使分：約 16.48%）希薄化することとなりますが、今回の資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による総額約 3 億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	303,564,380 円
内訳（株式発行による調達額）	100,007,270 円
（新株予約権の発行による調達額）	3,293,510 円
（新株予約権の行使による調達額）	200,263,600 円
発行諸費用の概算額	4,300,000 円
内訳（新株予約権公正価値算定費用）	1,000,000 円
（弁護士報酬）	1,000,000 円
（登記費用その他諸費用）	2,300,000 円
差引手取概算額	299,264,380 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金につきましては、成長する事業領域における事業開発・研究開発資金に充当する予定であり、具体的な使途は以下のとおりであります。

##### ①本新株式

本新株式の発行による資金調達につきましては、次のとおり、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の立ち上げとその事業の一部拡充のための事業開発・研究開発資金にそれぞれ充当する予定であります。

なお、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
i サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発資金	68 百万円	平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月
ii 海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発資金	30 百万円	平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月

(注) 1. サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：クラウド型インターネットサービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行うクラウド型インターネットサービス仕様の企画やマーケティングなどであり、サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで 36 百万円の資金を想定しております。

研究開発：クラウド型インターネットサービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが、本ソフトウェア製品を活用したサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 32 百万円の資金を想定しております。

2. 海外事業領域におけるソフトウェアの製品販売やソフトウェア受託開発などの事業を行うベトナム子会社の設立、販売網の構築、自社製品開発などのための事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：ベトナム子会社の立ち上げに加えて、初期段階での基本的な体制や販路構築などの活動となります。オフィス設立費用、人件費、地代家賃、ソフトウェア開発機材などの費用で 27 百万円の資金を想定しております。

研究開発：ベトナム市場向けの自社製品の開発を行うものであります。開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 3 百万円の資金を想定しております。

## ②本新株予約権

本新株予約権による資金調達につきましては、平成 25 年 7 月 24 日から平成 27 年 7 月 23 日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、次のとおり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金にそれぞれ充当する予定であります。なお、本新株予約権は、その性質上、段階的に行使が進んだり、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になったりすることが想定され、本新株株式で調達する資金の使途に比べて、本新株予約権で調達する資金の使途は、最新時点の需要の優先度に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発に充当することを想定しております。また、行使が進まない状況が継続し、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には事業開発・研究開発計画の見直しに加えて、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
i サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発資金	150 百万円	平成 25 年 7 月～平成 27 年 7 月
ii 海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発資金	50 百万円	平成 25 年 7 月～平成 27 年 7 月

(注) 1. サービス事業領域における IP 電話を含めたリアルタイム通信の統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナー（分野が異なるため、クラウド型インターネットサービス分野でのパートナーとは異なることが想定されます。）との協業案件での事業開発・研究開発に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：IP 電話を含めたリアルタイム通信の統合型付加価値サービス分野でのサービス展開を検討しているパートナーとの協業において、当社自体が行う統合型付加価値サービス仕様の企画やマーケティングなどがあります。サービス仕様の企画を行う人件費や外部に委託するマーケティング費用などで 73 百万円の資金を想定しております。

研究開発：統合型付加価値サービスを実現する上で必要となる自社のソフトウェア製品の開発を行うものであり、当該パートナーが本ソフトウェア製品を活用してサービスの提供を行うことを想定しております。ソフトウェア製品の開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 77 百万円の資金を想定しております。

なお、本新株式の発行で調達する資金に係るクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発の案件に比べて、開発する通信機能が多岐に渡り、またソフトウェア構造をより細分化できるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前述のとおり対応してまいります。

2. 海外事業領域におけるソフトウェアの製品販売やソフトウェア受託開発などの事業を行うベトナム子会社におけるソフトウェア受託開発体制の大規模化、販売体制の強化、取扱いソフトウェア製品の種類の拡充などのための事業開発・研究開発資金に充当いたします。事業開発及び研究開発の内容は次のとおりであります。

事業開発：ベトナム子会社の初期段階での基本的な体制や販路構築に加えて、それらを拡充するための活動となります。オフィス関連費用、人件費、地代家賃、ソフトウェア開発機材などの費用で 22 百万円の資金を想定しております。

研究開発：初期段階の研究開発で開発するベトナム市場向けの自社製品に加えて、多数の自社製品を増やし、拡充を行うものであります。開発のための人件費や一部のソフトウェア開発を外部委託する外注加工費などで 28 百万円の資金を想定しております。

なお、本新株式の発行で調達する資金に係るベトナム子会社の初期段階での活動に比べて、体制や販路構築の拡充を行う位置付けのものであるため、本新株予約権の行使による資金調達状況に応じて段階的に実施でき、柔軟に見直すことができる事業開発及び研究開発を想定しております。また、行使が進まない状況の場合は、前述のとおり対応してまいります。

#### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業の拡大を行うことが、中長期的な視点からも株主価値の持続的な向上につながり、かかる資金用途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額等の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 25 年 7 月 4 日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値である 12,010 円を発行価額といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 12,750 円に対するディスカウント率は 5.80%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 13,776 円に対するディスカウント率は 12.82%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 14,262 円に対するディスカウント率は 15.79%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移している、かつ平成 25 年 3 月期の決算発表を行った後の直近 1 か月間の終値平均が当社の最近の実態を反映している参考とされるべきところ、当該平均と本発行価額の乖離は大きくないことから、当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（いずれも社外監査役）から、本新株式の発行は、市場慣行に従った一般的な方法であることから、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

#### ② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算出した算定価格を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権 1 個当たりの発行価額を金 4,345 円といたしました。なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 25 年 7 月 4 日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値（12,010 円）に対して、9.99%のプレミアムを加えた 13,210 円といたしました。プレミアムにつきましては、一時に払込みのなされる本新株式と異なり、本新株予約権の場合は、その性質上行使期間において段階的に行使されるものであるところ、割当予定先から当社の事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資金提供により当社の企業価値向上が図られることなどから、プレミアムを付することの提案があり、これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える希薄化の影響が段階的となり得る点などを考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を 9.99%とすることで割当予定先と合意したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 12,750 円に対するプレミアム率は 3.61%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 13,776 円に対するディスカウント率は 4.11%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 14,262 円に対するディスカウント率は 7.37%となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（いずれも社外監査役）から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当予定先との協議の結果 9.99%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株発行による株式数 8,327 株及び本新株予約権の目的である株式の総数 15,160 株を合わせた 23,487 株に係る議決権数は 23,487 個となり、当社の総議決権数 92,002 個（平成 25 年 3 月 31 日現在）に占める割合が約 25.53% となることから相応の希薄化につながるようになります。

しかしながら、次の各号に示す事項を総合的に勘案し、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

- ① 当社の新たな中期経営計画の遂行に鑑みると、サービス事業領域におけるクラウド型インターネットサービス分野での事業開発・研究開発及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の初期段階での基本的な事業開発・研究開発の着手が喫緊の課題であり、これらの実施に係る投資資金の確保が必要不可欠であること
- ② 同様に当該中期経営計画の遂行に鑑みると、更なる増収施策が必要であり、サービス事業領域における統合型付加価値サービス分野での事業開発・研究開発及び海外事業領域におけるベトナム現地法人の拡充のための事業開発・研究開発にいち早く着手し、段階的に進めることができるように、これらの実施に係る投資資金の確保の準備が必要不可欠であること
- ③ 当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した事業開発・研究開発を実施するには十分ではなく、投資資金を外部から調達する必要性があり、その中でも第三者割当による資金調達が最善であると判断されること

（参考）平成 25 年 3 月 31 日現在の現金及び預金の額：213,810 千円

- ④ 必要資金を調達するために第三者割当が必要となり、一時的には既存株主の皆様の株式価値の希薄化という影響は避けられないものの、資金調達により事業成長を図り、当社の中長期的な企業価値を向上させることが、ひいては既存株主の皆様の株式価値の向上につながるものと判断されること

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

平成25年7月4日現在

① 名 称	Oakキャピタル株式会社																																										
② 所 在 地	東京都港区赤坂八丁目10番24号																																										
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康																																										
④ 事 業 内 容	投資事業																																										
⑤ 資 本 金	3,212百万円(平成25年3月31日)																																										
⑥ 設 立 年 月 日	大正7年2月22日																																										
⑦ 発 行 済 株 式 数	42,368,620株(平成25年5月31日)																																										
⑧ 決 算 期	3月																																										
⑨ 従 業 員 数	(連結)38名																																										
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人																																										
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行																																										
⑫ 大株主及び持株比率	山崎光博9.01%、エスアイエツクス エスアイエス エルティデー ー4.56%、竹井博康2.99%(平成25年3月31日現在) (注)2																																										
⑬ 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>割当予定先は、当社が平成23年8月19日に割り当てた第三者割当による第4回新株予約権を保有しております。また、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資(出資比率:33.71%)を行なっております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザリー業務を平成25年7月5日付で委託(契約金額5百万円)しております。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>割当予定先は当社の関連当事者には該当いたしません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。</td> </tr> </table>			資 本 関 係	割当予定先は、当社が平成23年8月19日に割り当てた第三者割当による第4回新株予約権を保有しております。また、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資(出資比率:33.71%)を行なっております。	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。	取 引 関 係	当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザリー業務を平成25年7月5日付で委託(契約金額5百万円)しております。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は当社の関連当事者には該当いたしません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。																																
資 本 関 係	割当予定先は、当社が平成23年8月19日に割り当てた第三者割当による第4回新株予約権を保有しております。また、当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社に対して、割当予定先は純投資の目的で出資(出資比率:33.71%)を行なっております。																																										
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社において、当社と割当予定先はそれぞれ役員の兼任があります。																																										
取 引 関 係	当社は割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、経営戦略、財務戦略、成長戦略、新規事業等に関するアドバイザリー業務を平成25年7月5日付で委託(契約金額5百万円)しております。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																																										
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は当社の関連当事者には該当いたしません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。																																										
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>平成23年3月期</th> <th>平成24年3月期</th> <th>平成25年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連 結 純 資 産</td> <td>2,637</td> <td>1,891</td> <td>1,269</td> </tr> <tr> <td>連 結 総 資 産</td> <td>3,179</td> <td>2,439</td> <td>1,785</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結純資産(円)</td> <td>118.34</td> <td>84.04</td> <td>52.20</td> </tr> <tr> <td>連 結 売 上 高</td> <td>4,351</td> <td>926</td> <td>1,538</td> </tr> <tr> <td>連 結 営 業 利 益</td> <td>39</td> <td>△645</td> <td>△329</td> </tr> <tr> <td>連 結 経 常 利 益</td> <td>8</td> <td>△656</td> <td>△342</td> </tr> <tr> <td>連 結 当 期 純 利 益</td> <td>115</td> <td>△659</td> <td>△485</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結当期純利益(円)</td> <td>5.24</td> <td>△29.77</td> <td>△21.13</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当金(円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	連 結 純 資 産	2,637	1,891	1,269	連 結 総 資 産	3,179	2,439	1,785	1株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52.20	連 結 売 上 高	4,351	926	1,538	連 結 営 業 利 益	39	△645	△329	連 結 経 常 利 益	8	△656	△342	連 結 当 期 純 利 益	115	△659	△485	1株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13	1株当たり配当金(円)	—	—	—
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期																																								
連 結 純 資 産	2,637	1,891	1,269																																								
連 結 総 資 産	3,179	2,439	1,785																																								
1株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52.20																																								
連 結 売 上 高	4,351	926	1,538																																								
連 結 営 業 利 益	39	△645	△329																																								
連 結 経 常 利 益	8	△656	△342																																								
連 結 当 期 純 利 益	115	△659	△485																																								
1株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13																																								
1株当たり配当金(円)	—	—	—																																								

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注)1. 割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において「(7)当社は、「コンプライアンス行動規準」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連



携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2. O a k キャピタル株式会社が平成 25 年 5 月 23 日付で提出した臨時報告書により、エルエムアイ株式会社が平成 25 年 5 月 21 日付で 103,880 個の議決権を保有し、その総株主等の議決権に対する割合が 25.49%となったことが報告されております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成 25 年 3 月より、平成 23 年 8 月 19 日付で割り当てた第 4 回新株予約権（現時点における状況を含めてその概要は、「10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。）の割当先であり、かつ当社の関連会社であるデジタルポスト株式会社の筆頭株主（出資比率：33.71%）でもある O a k キャピタル株式会社に加えて、証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行い、その結果、その資金供給能力に加えて、平成 23 年 9 月 4 日「次世代向けデジタル郵便事業の開始のお知らせ」で開示した共同によるデジタルポスト事業の新規構築という代表的な成果や様々な企業との提携関係を有することなどから、O a k キャピタル株式会社の何も無いところから新たな事業を企画する企画提案力、複数企業の有する力を結集して新たな事業を創り出す事業創出能力及び顧客開拓能力が他社に比べて優れていて、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し、同社を割当先の有力候補として平成 25 年 6 月に選定いたしました。

O a k キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は平成 24 年 4 月より新興市場の I T 企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。更に平成 25 年 5 月より、株式市場が上昇基調に転じたことから、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、平成 23 年に同社から当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務の提供を受け、成長戦略の策定や営業支援に関するノウハウ面での協力及び顧客の紹介など、積極的な協力を得ることができ、その代表的な成果が前述のデジタルポスト事業の構築であります。今般、再度平成 25 年 7 月 5 日付で同社にアドバイザー業務（資本政策、成長戦略に関する提案等）を委託することとし、当社の新たな中期経営計画に沿った新規事業展開の検討に資する予定であります。

この度の割当先としての選定によって、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株式及び本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介など事業展開に有利であると判断し、最終的に平成 25 年 7 月 5 日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、今回の事業開発・研究開発への割当予定先の参画は未定であります。割当予定先の参画を含めて、事業開発・研究開発の内容につきましては、開示できる状況になりましたら、速やかに開示してまいります。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である O a k キャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使に

より取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

なお、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の割当日（平成25年7月23日）より2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を金融商品取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要となる資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行行使する場合に必要となる資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は平成25年7月4日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が本新株式の払込金額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額の合計以上の現預金を保有していること、払込期日である平成25年7月23日時点においても保有している見込みであること、及び本新株予約権の行使に必要となる資金について同社が保有する営業投資有価証券の売却益を充当するなど資金調達手段を確保していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約等

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もないとのことであります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成25年3月31日現在)		募集後 (本新株式の発行後)	
村田 利文	8.37%	Oakキャピタル株式会社	8.29%
NTTインベストメント・パートナーズ ファンド投資事業組合	6.22%	村田 利文	7.67%
長屋 正宏	3.92%	NTTインベストメント・パートナーズ ファンド投資事業組合	5.71%
小川 武重	2.21%	長屋 正宏	3.59%
寶門 行雄	1.08%	小川 武重	2.02%
株式会社長屋商会	0.99%	寶門 行雄	0.99%
マネックス証券株式会社	0.95%	株式会社長屋商会	0.91%
大阪証券金融株式会社	0.94%	マネックス証券株式会社	0.87%
株式会社SBI証券	0.83%	大阪証券金融株式会社	0.86%
渡辺 修一	0.76%	株式会社SBI証券	0.76%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、平成 25 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準として、本新株式の発行を勘案して記載をしております。
3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。このため、同社の本新株式及び本新株予約の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、特に本新株予約の行使により取得する当社株式はより保有期間が短くなる可能性があるため、募集後の大株主及び持株比率は、本新株予約権の行使を勘案した記載はしていません。

## 8. 今後の見通し

当社事業に関係するNGN関連分野や電力系通信事業者分野において進展が見込まれ、また、新たな事業分野へも進出いたしますが、当社が手がける事業分野はいずれも新しい市場であり、その売上高は変動要素が多く、予測数値に幅が生じ混乱を招くため、業績予想の開示は控えております。本資金調達の実施後も、この状況に変化はない見込みではありますが、今後業績予想の開示が可能となった場合は、速やかに開示させて頂く予定であります。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が約 25.53%であり、25%以上であるため、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を要することになることから、平成 25 年 7 月 5 日開催の当社取締役会に社外監査役 3 名（埴幸久氏、高木勇三氏、坂上辰雄氏）に出席してもらい、今回の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、同取締役会の中で、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

- ①当社の最新の中期経営計画の遂行に鑑みると、サービス事業領域及び海外事業領域における新たな事業開発及び研究開発の実施に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理とは判断されないこと
- ②本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること
- ③当社の財政状態に鑑みると、現状の手元資金では現在計画中の新たな事業開発及び研究開発を進めることはできず、投資資金を外部から調達する必要があること
- ④資金調達方法は、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと
- ⑤本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること
- ⑥本新株予約権の発行価額は第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件並びに算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、同じく有利発行には該当しないと考えられること

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (非連結)

(単位：百万円)

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	783	773	549
営業利益	10	△13	△107
経常利益	11	△16	△108
当期純利益	8	△18	△110
1株当たり当期純利益(円)	92.09	△201.01	△1,200.87
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	8,262.65	8,061.65	6,860.78

(注) △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成25年7月5日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	92,002株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	5,720株	6.22%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	60,600円	24,900円	14,100円
高値	73,900円	46,250円	24,650円
安値	16,220円	17,500円	11,130円
終値	24,250円	39,600円	16,610円

② 最近6か月間の状況

	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月	平成25年6月
始値	15,650円	14,610円	14,100円	13,810円	14,760円	14,050円
高値	19,750円	14,900円	16,190円	15,390円	18,360円	14,510円
安値	13,440円	13,000円	13,220円	12,800円	13,500円	11,270円
終値	14,800円	14,080円	13,830円	14,500円	14,200円	11,820円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年7月4日
始値	11,960円
高値	12,100円
安値	11,810円
終値	12,010円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成23年8月19日
調達資金の額	251,027,920円(差引手取概算額 247,427,920円)
行使価額	1株につき43,300円
募集時点における発行済株式総数	92,002株
当該募集による潜在株式数	5,720株
現時点における行使状況	—株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	スマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応するための研究開発資金に充当
発行時における支出予定時期	平成23年8月～平成25年8月
現時点における充当状況	行使価額が市場株価を上回っている状況が継続しており、行使は行われておらず、資金の充当は進んでおりません。需要の優先度に応じた開発を進めるなどの研究開発計画の見直しを行い、対応しております。

以上

(別紙1)

第三者割当による募集株式の発行要項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 募集株式の種類及び数       | 普通株式 8,327 株  |
| 2. 払込価額             | 1株当たり 金 12,010 円  |
| 3. 払込価額の総額          | 金 100,007,270 円   |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 50,003,635 円<br>資本準備金 金 50,003,635 円  |
| 5. 申込期日             | 平成 25 年 7 月 22 日  |
| 6. 払込期日             | 平成 25 年 7 月 23 日  |
| 7. 募集の方法及び割当株式数     | 第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。   |
| 8. 払込取扱場所           | 株式会社北海道銀行 札幌駅前支店  |
| 9. その他              | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

(別紙2)

株式会社ソフトフロント  
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ソフトフロント第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,293,510 円
3. 申込期日 平成 25 年 7 月 22 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 7 月 23 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となる。）とする。
  - (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20 株（以下、「対象株式数」という。）とする。  
本新株予約権の目的である株式の総数は 15,160 株とする。  
ただし、本新株予約権の割当日後、第 10 項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第 10 項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
7. 本新株予約権の総数 758 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 4,345 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、13,210 円とする。ただし、第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴って交付される場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当



該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間  
平成25年7月24日から平成27年7月23日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき4,345円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所  
当社 管理部  
東京都港区赤坂四丁目2番19号
20. 払込取扱場所  
株式会社北海道銀行 札幌駅前支店
21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ④新株予約権を行使することのできる期間  
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第17項に準じて決定する。
  - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
  - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項及び第13項に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。